

議第2号

高山市自治功労者表彰条例の一部を改正する条例について

高山市自治功労者表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

自治功労者の表彰の基準を見直すため改正しようとする。

高山市自治功労者表彰条例の一部を改正する条例

高山市自治功労者表彰条例（昭和60年高山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(表彰の基準) 第3条 (略) 2 自治功労章表彰の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>15年以上町内会長の職にあつた者</u> (6)～(8) (略) 3 (略)	(表彰の基準) 第3条 (略) 2 自治功労章表彰の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>町内会長、地区連合町内会会長、町内会連絡協議会会長及びまちづくり協議会会長の職に通算して15年以上あつた者</u> (6)～(8) (略) 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項第5号の規定の適用については、改正前の第3条第2項第5号の職にあつた期間並びに施行日前に地区連合町内会会長、町内会連絡協議会会長及びまちづくり協議会会長の職にあつた期間を通算するものとする。